

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	斑鳩町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000000565.html

執行機関名 斑鳩町長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第4の項 老人医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法第一条	斑鳩町老人医療費助成条例第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、老人に対し医療費の一部を助成し、もって老人の心身の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		斑鳩町老人医療費助成条例(昭和46年3月斑鳩町条例第15号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号	斑鳩町老人医療費助成条例第2条
②事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	老人医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 イ	斑鳩町老人医療費助成条例第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 4 号 ロ	斑鳩町老人医療費助成条例第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は当該対象者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
備考		